

## 令和6年度 第1回介護保険関係施設整備調整会議 会議概要

日 時 令和6年5月27日（月）午前10時から午前11時15分まで  
場 所 小田原市役所全員協議会室（3階）  
出席委員 鈴木裕一委員長、渡邊直行副委員長、山崎佐俊委員、志村恵美子委員、  
平井良一委員、沖山明委員、瀬戸昌子委員  
事務局 福祉健康部副部長、高齢介護課長、介護給付・認定担当課長、高齢介護課副課長、  
介護給付係長、高齢介護課主査  
傍聴者 なし

### 議 題

#### （1）第9期おだわら高齢者福祉介護計画の概要について

事務局

- ・資料に基づき、第9期小田原高齢者福祉介護計画の概要について説明。

委員

- ・（看護）小規模多機能型居宅介護には、決められた定員があるのか。

事務局

- ・登録定員29人、通い定員15人、宿泊定員9人が上限。

委員

- ・短期入所から特養に一部転換する施設があるとのことだが、短期入所生活介護の定員が減っても問題ないか。

事務局

- ・市内の事業所を対象にサービスの需要と供給の状況についてアンケートを行った結果、短期入所生活介護では、供給過剰という回答が目立ち、問題はないものとする。また、当該施設では、短期入所に長期間入所する「ロングショート」の利用者が多かったということもある。

委員

- ・計画上新規の整備を見込まない施設種別は、需要を満たせるのか。

事務局

- ・介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護は、3年前にと比較して入所・入居率が下がっている。在宅で暮らすためのサービスの充実や、住宅型有料老人ホームの充実といった状況も踏まえ、新規の整備を行わなくても需要を満たせるものと判断した。

#### （2）事業者選定スケジュールについて

事務局

- ・資料に基づき、事業者選定スケジュールについて説明。

### (3) 事業者募集要項(案)について

事務局

- ・資料に基づき、事業者募集要項(案)について説明。

委員

- ・要項(案)内の「選定にあたっては、未整備圏域や小田原市立地適正化計画における居住誘導区域内での整備を優先」の考え方について説明してほしい。

事務局

- ・認知症高齢者グループホームについては12の圏域全てに整備されており、未整備圏域はない状態であるので、未整備圏域を優先するのは、(看護)小規模多機能型居宅介護。
- ・立地適正化計画の中で、福祉施設について、ゆるやかに居住誘導区域内に誘導していく考え方を持っている。

委員

- ・選定の基準にある「地域貢献・社会貢献の取組み」は、どのように評価するのか。

事務局

- ・応募書類中「様式第2号事業計画書」内の「5 地域との連携」に記載された内容について評価していただきたい。

委員

- ・要項(案)内の「認知症高齢者グループホームについては、生活保護利用者の受け入れが可能な体制を整えることをご検討ください」の趣旨は。

事務局

- ・既存グループホームで、生活保護利用者を受け入れている事業所は約半分。生活保護利用者の受け入れは収支が厳しいようであるが、市としては生活保護利用者の居場所を作りたいと考え、設定した。なお、受け入れを強制するものではない。

委員

- ・採点の最低基準はあるか。決まっているなら、要項に載せてはどうか。

事務局

- ・検討して、その結果を別途委員の皆さんにお諮りする。

委員

- ・要項(案)に「土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、介護保険関係施設整備調整会議委員、小田原市及び職員は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。申出にあたっては、関係者等への詳細な説明と、正確な意向確認を行ってください。」とあるが、その趣旨は。

事務局

- ・地主との土地売買の約束や整備費を見込んだ資金調達等に係るトラブルを念頭に置いたもの。施設整備の申し出にあたっては、利害関係者等への詳細の説明と正確な意向確認を申し出者において行っていただきたいという趣旨。

委員

- ・委員の中にも利害関係者がいないか、利益相反がないか、整理が必要では。

事務局

- ・検討する。過去には、利害関係にある委員について、当該施設種別の採点時には退席してもらったことがあるかと思う。

委員

- ・委員には守秘義務があるか。

事務局

- ・今回の会議は、公開で行っているなので、守秘義務はないものとする。次回の会議は、非公開で行うことを想定しており、内容を口外しないようお願いしたい。

#### (4) その他

- ・特になし